

文言の整理

- 外部帳票の印字項目について、同じ名称の項目であっても、団体ごとに解釈が異なることがわかりました。

- 特に、解釈が分かれている印字項目として、「算出税額」※や「軽減税額」が挙げられます。
 - ※ WT構成員からの意見を受けて、「算出税額」を「名寄せ後の税額のうち、税額の減額措置による軽減税額や減免税額を引く前のもの」とし、項目名を「軽減前税額」とする方針です。

- そこで、固定資産税の税額計算の流れに当てはめて、標準仕様書における文言の定義を、次ページのとおり整理いたします。

固定資産税の税額計算の流れ

<区分所有家屋以外の家屋>

評価額

課税標準の特例

課税標準額

×1.4%、不均一課税

区分所有以外に
係る相当税額

+

<区分所有家屋>

按分後評価
相当額

OR

1棟の
評価額

課税標準の特例

課税標準相
当額

OR

1棟の
課税標準額

×1.4%、不均一課税

区分所有に係る相当税額

=

軽減前税額

【検討事項】

不均一課税により軽減された税額分を「不均一課税による軽減相当税額」とし、帳票上での印字方法について、次ページにて質問させていただきます。

軽減税額

減免税額

年税額

※ で囲むものは、機能要件で要件化するもの

不均一課税の帳票への表し方（質問）

不均一課税の対象とならない資産(A)と対象となる資産(B)をどちらも所有する者に関する帳票(例:名寄帳兼(補充)課税台帳)の印字項目について、以下の質問にお答えください。

【質問1】

税率について、帳票にはどのように印字していますか？

- ① Aの課税標準額に乗じる税率と、Bの課税標準額に乗じる税率をどちらも印字する。
- ② Aの課税標準額に乗じる税率のみ印字する。
- ③ その他(具体的に教えてください。)

【質問2】

質問1で②と回答した団体に伺います。

Bが不均一課税の適用を受けた旨をどのように表していますか？

- ① 備考欄に、その旨(不均一課税による軽減相当税額等)を印字する。
- ② 帳票上は、どこにも表示せず、説明を求められた場合に個別に対応する。
- ③ その他(具体的に教えてください。)

【質問3】

前ページの「軽減前税額」のうち、Bに係る税額は、不均一課税を適用したものでしょうか？

- ① 不均一課税を適用したもの
- ② 不均一課税を適用せず、一旦通常の税率を乗じて求められたもの(後に「減免税額」として「軽減前税額」から引く。)
- ③ その他(具体的に教えてください。)